

国土入企第33号
平成27年1月30日

建設業労働災害防止協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



公共建築工事の円滑な施工確保対策に係る
取組の強化について

公共建築工事の円滑な施工確保に向けては、「公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について」（平成26年1月24日付け国営計第103号、国土入企第25号）にて通知しているところです。また、被災3県においては平成26年9月27日に開催された第4回復興加速化会議において、公共建築工事を確実かつ円滑に実施するための取組として、「営繕積算方式」の普及・促進がとりまとめられたところです。

さらに、今般、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第22条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」（平成27年1月30日）が、内閣に設置された「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議」における申合せにより決定されました。

これらを踏まえ、公共建築工事の円滑な施工確保の一層の推進を図る観点から、「営繕積算方式」の全国への普及・促進について、別添1のとおり、平成27年1月30日付で「公共建築工事の円滑な施工確保対策に係る「営繕積算方式」の普及・促進について」により、大臣官房官庁営繕部から各地方整備局等あてに通知されるとともに、これを受けて、別添2、3のとおり、各都道府県及び政令指定都市、調査・設計等の発注関連業務を行う業界の各団体の長あてに通知しておりますのでお知らせします。

貴職におかれでは、これらの取組について御理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の会員企業に対し、周知方をお願いいたします。

(別添1)

国 営 計 第 95 号
国 営 整 第 223 号
平成27年 1月30日

別紙 あて

国土交通省大臣官房官庁営繕部

計 画 課 長

整 備 課 長

公共建築工事の円滑な施工確保対策に係る
『営繕積算方式』の普及・促進について(通知)

『営繕積算方式』については、平成26年9月27日に開催された第4回復興加速化会議において、被災3県の公共建築工事を確実かつ円滑に実施するための取組がまとめられ、国土交通省では実務的により分かりやすく解説した「『営繕積算方式』活用マニュアルを作成し、被災3県において説明会を開催し、普及・促進を図ってきたところである。

今般、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号) 第22条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針(平成27年1月30日)」が、内閣に設置された「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議」において申合わせにより決定された。

これを踏まえ、公共建築工事の円滑な施工を確保する観点から、『営繕積算方式』について、被災3県に限らず全国への普及・促進を図ることとし、別添のとおり「『営繕積算方式』活用マニュアル【普及版】」をとりまとめた。

については、官庁営繕工事において適切に活用を図るとともに、地方公共団体等に対して各種会議等を通じて情報提供を行い、普及・促進を図られたい。

(問い合わせ先)

国土交通省大臣官房官庁営繕部

計 画 課 営繕積算高度化対策官 峯村 高志
整 備 課 課長補佐 橋本 一洋

(別添1)
(「營繕積算方式」の普及・促進)

大臣官房官庁営繕部 計画課長

大臣官房官庁営繕部 整備課長

北海道開発局 営繕部長

東北地方整備局営繕部長

関東地方整備局営繕部長

北陸地方整備局営繕部長

中部地方整備局営繕部長

近畿地方整備局営繕部長

中国地方整備局営繕部長

四国地方整備局営繕部長

九州地方整備局営繕部長

内閣府沖縄総合事務局 開発建設部長

国土入企第32号
平成27年1月30日

各都道府県 主管担当部局長 殿

(契約担当課扱い)

各政令指定都市 主管担当部局長 殿

(契約担当課扱い)

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

公共建築工事の円滑な施工確保対策に係る
取組の強化について

公共建築工事の円滑な施工確保に向けては、「公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について」（平成26年1月24日付け総行行第12号、国営計第102号、国土入企第24号）にて通知しているところです。また、被災3県においては平成26年9月27日に開催された第4回復興加速化会議において、公共建築工事を確実かつ円滑に実施するための取組として、「營繕積算方式」の普及・促進がとりまとめられたところです。

さらに、今般、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第22条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」（平成27年1月30日）が、内閣に設置された「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議」における申合せにより決定されました。

これらを踏まえ、公共建築工事の円滑な施工確保の一層の推進を図る観点から、「營繕積算方式」の全国への普及・促進について、別添1のとおり、平成27年1月30日付け「公共建築工事の円滑な施工確保対策に係る「營繕積算方式」の普及・促進について」により、大臣官房官庁營繕部から各地方整備局等あて通知されましたので、貴職におかれましては、別添1を参考に適切な運用を図られるようお願いします。

なお、別添2、3のとおり、公共事業の施工を行う建設業の各団体の長、調査・設計等の発注関連業務を行う業界の各団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、上記について周知徹底をお願いします。

国土入企第34号
平成27年1月30日

発注関連業務団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

公共建築工事の円滑な施工確保対策に係る
取組の強化について

公共建築工事の円滑な施工確保に向けては、「公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について」（平成26年1月24日付け国営計第104号、国土入企第26号）にて通知しているところです。また、被災3県においては平成26年9月27日に開催された第4回復興加速化会議において、公共建築工事を確実かつ円滑に実施するための取組として、「営繕積算方式」の普及・促進がとりまとめられたところです。

さらに、今般、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第2.2条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」（平成27年1月30日）が、内閣に設置された「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議」における申合せにより決定されました。

これらを踏まえ、公共建築工事の円滑な施工確保の一層の推進を図る観点から、「営繕積算方式」の全国への普及・促進について、別添1のとおり、平成27年1月30日付で「公共建築工事の円滑な施工確保対策に係る「営繕積算方式」の普及・促進について」により、大臣官房官庁営繕部から各地方整備局等あてに通知されるとともに、これを受けて、別添2、3のとおり、各都道府県及び政令指定都市、公共事業の施工を行う建設業の各団体の長あてに通知しておりますのでお知らせします。

貴職におかれでは、これらの取組について御理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の会員企業に対し、周知方をお願いいたします。

『営繕積算方式』活用マニュアル【普及版】

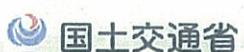
平成27年1月

大臣官房官庁営繕部



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

「営繕積算方式」活用マニュアル【普及版】 目次



1 はじめに

2 公共建築工事積算基準について

3 公共建築工事の円滑な施工確保対策について

4 公共建築工事における現場の実態を踏まえた課題への対応

～実勢価格や現場実態を的確に反映した予定価格を設定するためのポイント～

(1) 実勢価格や現場実態を的確に反映した単価及び価格の設定

(2) 現場実態を反映した共通仮設費の算定及び施工条件の見える化

(3) 現場実態を考慮した適切な工期の設定

(4) 施工条件の変更や物価変動等に対する適切な契約変更

参考資料

(1) 公共事業の円滑な施工確保対策関連通知一覧

(2) 官庁営繕工事における円滑な施工確保対策関連通知一覧

(3) 被災地の実情を踏まえた「営繕積算方式」による工事費の試算

(4) 官庁営繕工事における調査基準価格の算定

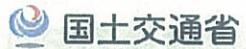
(5) 営繕積算システムの活用

1 はじめに



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

「営繕積算方式」の普及・促進にあたって



「営繕積算方式」は、国の統一基準である「公共建築工事積算基準」に基づく積算方法に加え、公共建築工事の円滑な施工確保対策や現場の実態に応じた共通仮設費の積上げ等を適切に行うことにより、実勢価格や現場実態を的確に反映した適正な予定価格の設定、施工条件の変更や物価変動等に適切に対応することができる積算方式です。

東日本大震災の被災地においては、現在本格化している災害公営住宅の整備とともに、復興の進捗に応じて本格化する学校や庁舎等の公共建築工事を確実かつ円滑に実施する必要があり、第4回復興加速化会議(H26.9.27仙台市で開催)において、この課題に的確に対応することができる「営繕積算方式」を被災3県の地方公共団体に普及・促進を図ることがとりまとめられました。

国土交通省では、「営繕積算方式」を分かりやすく解説したマニュアルを作成し、被災3県において説明会を行い、普及を図ってきましたが、これは被災地に限らず広く公共建築工事に適用できる共通の内容が多く含まれていること、また、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(品確法)の適切な運用を図ることから、全国の公共建築工事発注機関において活用できるよう、このたび「普及版」として作成しました。

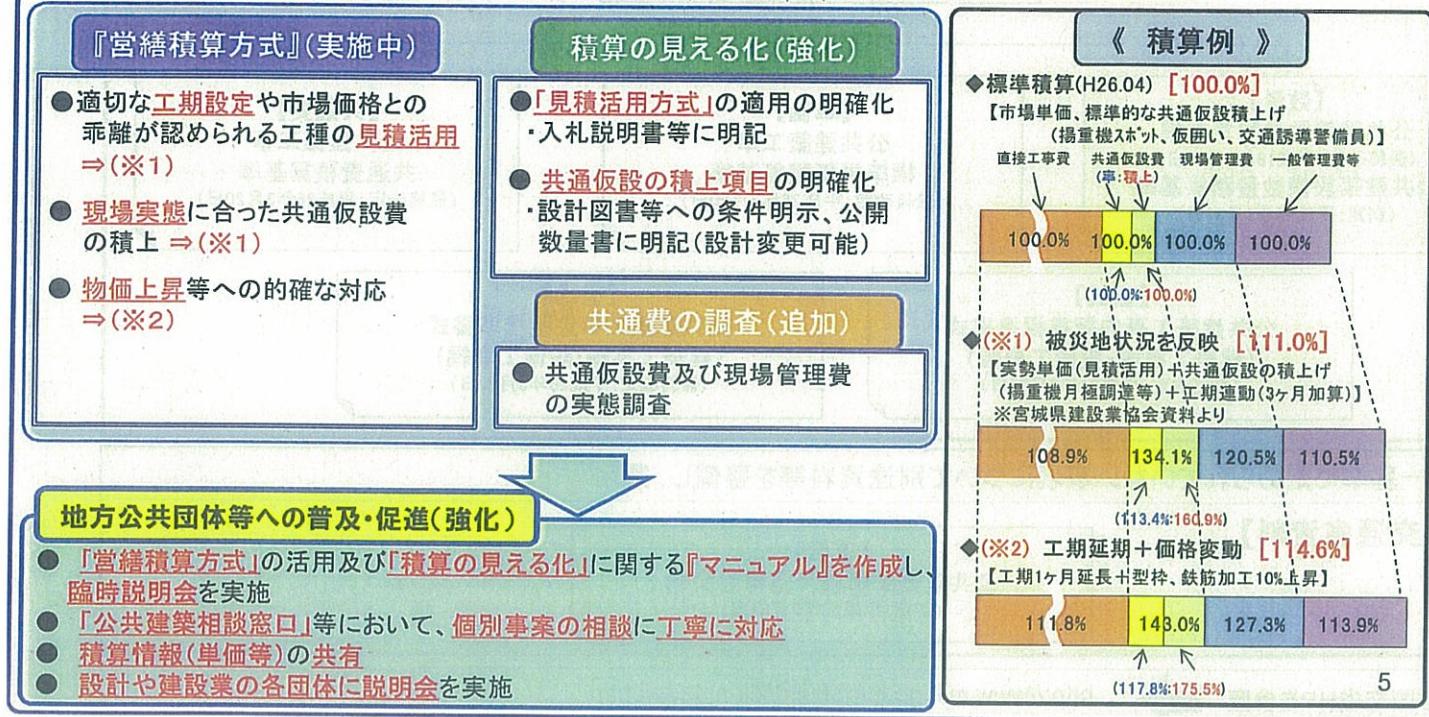
引き続き、公共建築工事の円滑な施工を推進するため、「営繕積算方式」の普及・促進を図るとともに、「公共建築相談窓口」において個別相談等に対応します。また、「営繕積算方式」の運用状況等を踏まえマニュアルの必要な見直しを行い、適時情報提供してまいります。

公共建築工事における『營繕積算方式』の普及・促進

第4回復興加速化会議
とりまとめ

- 学校や庁舎等の公共建築工事を確実・円滑に実施するため、災害公営住宅の取組みと整合を取り、実勢価格や現場実態を的確に反映した適正な予定価格を設定するための積算手法(『營繕積算方式』等)の普及・促進

直轄工事(營繕工事)の積算手法を地方公共団体へ情報提供し、個別相談等に丁寧に対応



5

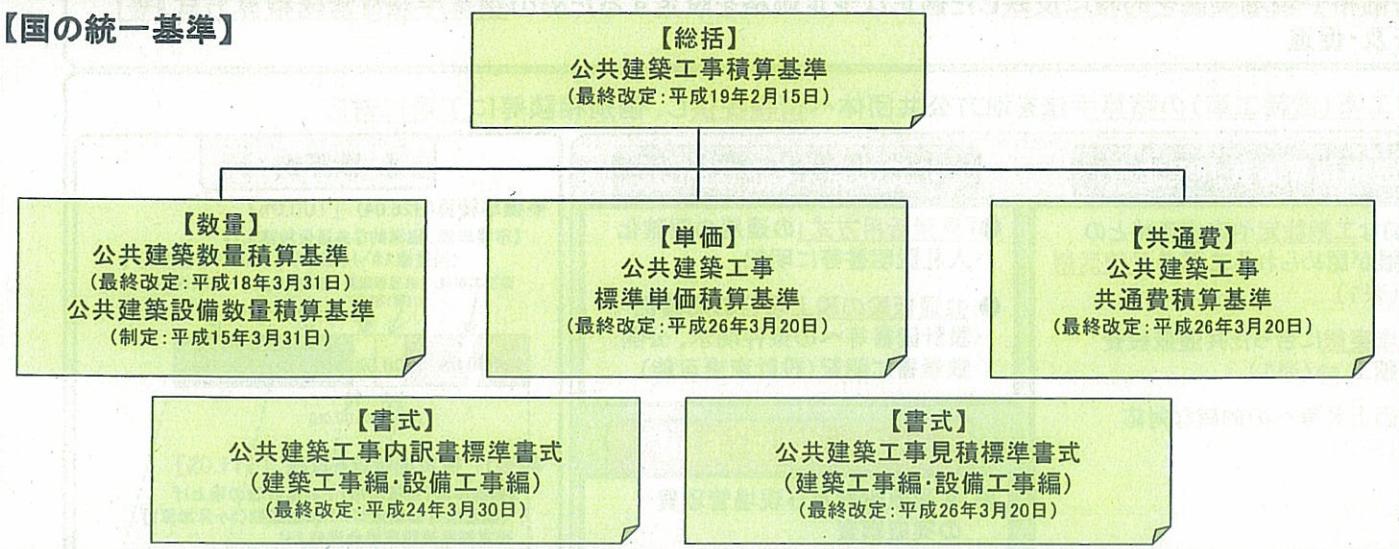
2 公共建築工事積算基準について

「公共建築工事積算基準」の体系



- 官庁営繕事務の一層の合理化・効率化のため平成15年度より各省庁で統一化を図り、運用

【国の統一基準】



- 統一基準で定められていない事項について別途資料等を整備し、運用

【国土交通省資料】

【運用】
公共建築工事積算基準等資料
(制定:平成26年3月31日)

詳細は国交省HPを参照

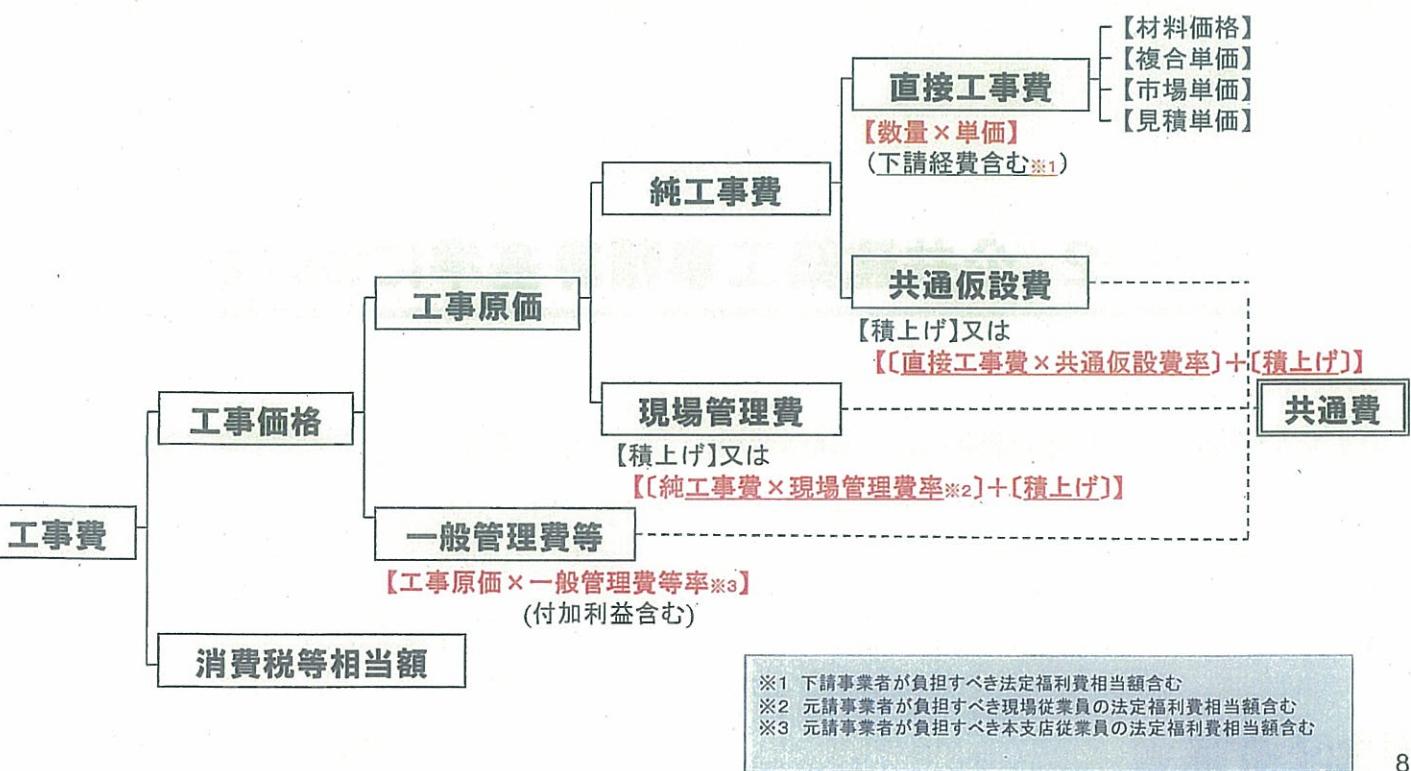


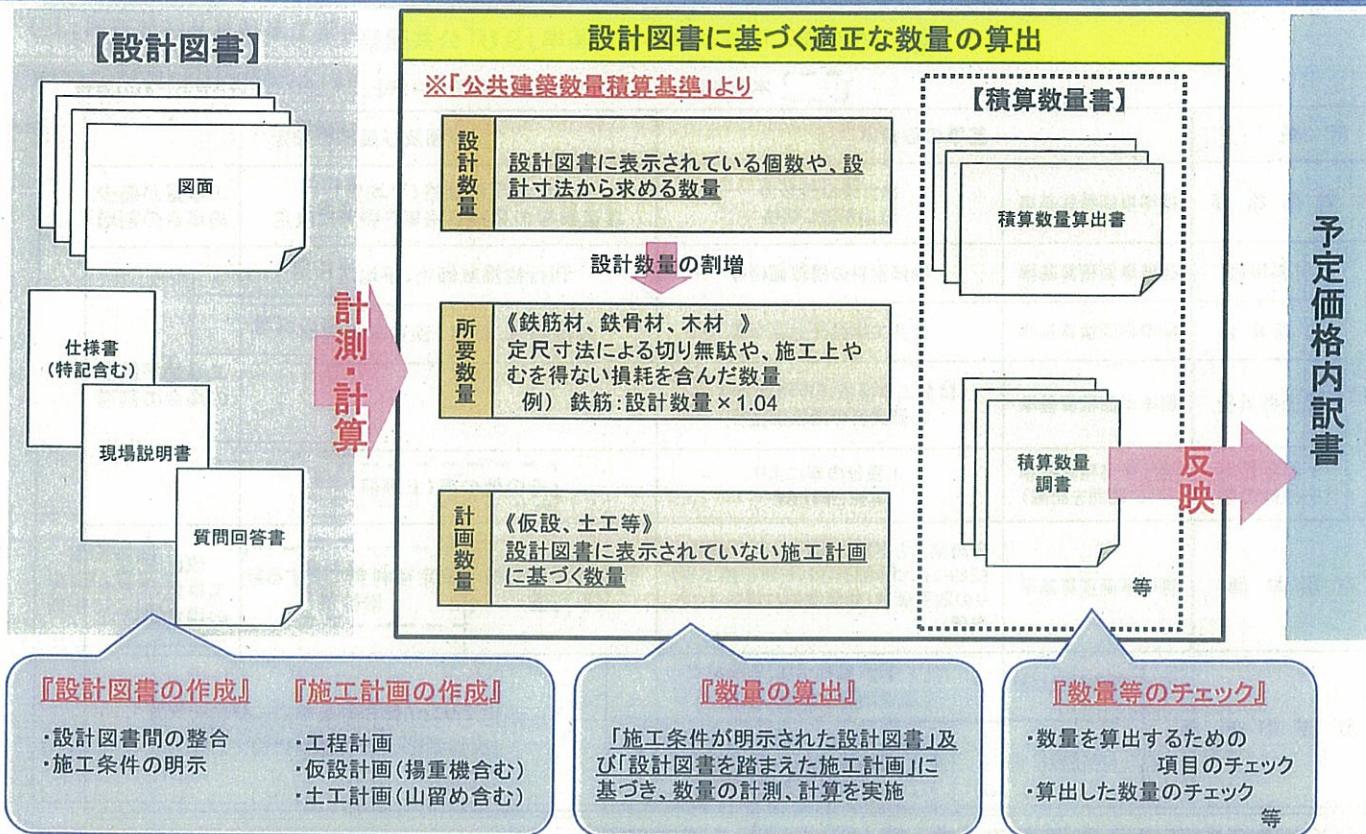
http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_index.htm

公共建築工事の工事費の構成



※「公共建築工事積算基準」より





数量公開

- 発注者の積算の透明性、客觀性、妥当性を確保し、入札参加者等の積算、工事費内訳書の作成の効率化を図ることを目的に、「数量書」を入札参加者等へ公開、提供(以下「数量公開」という。)。
- 入札参加者は、自社数量と数量書の数量に相違を確認した場合は、質疑を提出。発注者は再確認を行い、質疑回答を行うとともに、必要に応じて「数量書」の訂正等を行い、予定価格へ反映。

【数量書】
予定価格内訳書から単価、金額を削除

①公開
《設計図書》

設計図書・数量書の確認

②質疑提出(入札参加者)

入札参加者は、自社数量と数量書の数量に相違を確認した場合は、質疑を提出。

③質疑回答(発注者)

発注者において再確認を行い、質疑回答を行。また必要に応じて「数量書」の訂正等も実施。

予定価格へ反映

予定価格内訳書

数量書

設計図書

参考資料

設計図書・数量書の確認

必要に応じて
数量書の訂正

※「公共建築工事標準単価積算基準」及び「公共建築工事積算基準等資料」より

〔二〕 本来事業者が負担すべき法定福利費相当額を、より適切に反映させるための対策

構成		基準の取扱い		単価及び価格の設定	
直接工事費	材料価格等	標準単価積算基準	積算時の最新の現場引渡し価格	刊行物掲載価格(平均値)、製造業者の見積価格等を参考に決定	工事量が僅少の場合の割増
	材料単価	標準単価積算基準	物価資料の掲載価格等	刊行物掲載価格(平均値)	
	労務単価	標準単価積算基準	公共工事設計労務単価	改修割増、休日、深夜等の割増	工事量が僅少の場合の割増
	機械器具費	標準単価積算基準	請負工事機械経費積算要領、物価資料の掲載価格等	—	
	下請経費等(その他の率)	標準単価積算基準(率の範囲を記載)	工種毎の率により算定された額	【その他の率(上限値)】	
複合単価	市場単価	標準単価積算基準	元請業者と下請の専門工事業者間の契約に基づき調査された単位施工当たりの取引価格(物価資料に掲載された単価)	刊行物掲載価格(平均値)	改修割増 工事量が僅少の場合の割増
	見積単価	標準単価積算基準	製造業者・専門工事業者の見積単価等を参考に決定	法定福利費に関する割増補正	
		見積標準書式	【製造業者・専門工事業者から見積価格を得るための書式(法定福利費を明記)】	ヒアリング結果等を参考に単価を決定 (実勢価格帯の的確な把握)	

(公共建築工事標準単価積算基準 第1編 総則 1基本的事項)

○ 社会・経済動向に著しい変化が認められる場合等は、実情に応じた適切な単価及び価格を設定

11

市場単価適用工種

※「公共建築工事標準単価積算基準」より

建築工事		電気設備工事		機械設備工事	
工種	分類	工種	分類	工種	分類
土工事	土工	配管工事	電線管	ダクト設備工事	ダクト
鉄筋工事	加工組立		ケーブルラック		配管
	圧接		位置ボックス		アングルフランジ工法
コンクリート工事	打設手間		ブルボックス		コーナーボルト工法
	ポンプ圧送		2種金属線び		スパイラルダクト
型枠工事	型枠		防火区画貫通処理(ケーブルラック、金属管用)		チャンバー
防水工事	アスファルト防水	配線工事	絶縁電線		組立てチャンバー
	シーリング		絶縁ケーブル		ボックス
	防水入隅処理(コーナーキャント)	接地工事	接地極		既製品ボックス取付
金属工事	軽量鉄骨下地	動力設備工事	電動機その他接続材料		制気口等取付
左官工事	左官	雷保護設備工事	接地埋設標		排煙口・ダンパー類取付
	吹き付け		衛生器具設備工事	衛生器具取付け	
	防水入隅処理(入隅面モルタル)				
建具工事	ガラス				
塗装工事	塗装				
内外装工事	内装床				
	内装ボード				
10工種	17分類	5工種	11分類	3工種	12分類
18工種 40分類					

12

直接工事費の単価種別による構成比 (RC-4階、3,000m²モデル庁舎により試算)

H26.4時点

	① 材料価格 18.6%	② 複合単価 24.3%	③ 市場単価 34.5%	④ 見積単価 22.6%
建築工事				
電気設備工事	複合単価 29.7%	市場単価 10.8%		見積単価 59.5%
機械設備工事	複合単価 29.8%	市場単価 22.2%		見積単価 48.0%

① 材料価格 (刊行物掲載価格)

材料費のみを直接計上する単価
(例:コンクリート、鉄筋、鉄骨鋼材等)

③ 市場単価 (刊行物掲載価格)

材料費、労務費、下請経費等を含む単位工事量当たりの取引価格(元請けと下請け間)を調査し、作成した単価

② 複合単価 (標準単価積算基準)

材料費、労務費※、機械器具経費、下請経費等の組合せにより作成する単位工事量当たりの単価

※設計労務単価を採用

④ 見積単価 (専門工事業者等)

複数の製造業者・専門工事業者等からの見積(下請経費等含む)の収集により作成する単価

13

共通費の算定

工事内容、施工条件等を踏まえて設定する工期に応じて共通費(共通仮設費、現場管理費)を算定

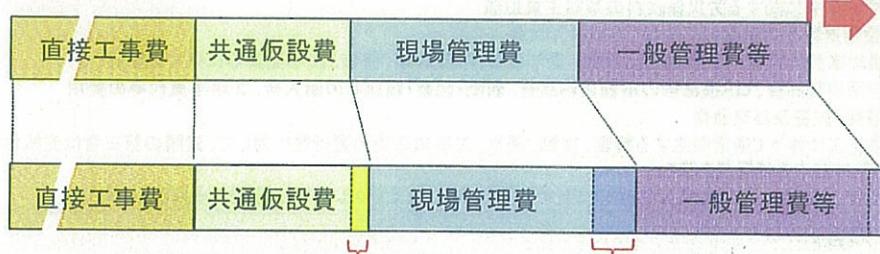
※「公共建築工事共通費積算基準」及び「公共建築工事積算基準等資料」より

構成	基準の取扱い		共通費の算定
共通費	共通仮設費	積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく直接工事費に対する比率(以下「共通仮設费率」という。)により算定する。 なお、共通仮設费率に含まれない内容については、必要に応じ別途積み上げにより算定して加算する。	共通仮設费率計算式
	現場管理費	積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく純工事費に対する比率(以下「現場管理费率」という。)により算定する。 なお、現場管理费率に含まれない特記事項については、必要に応じ別途積み上げにより算定して加算する。	現場管理费率計算式
	一般管理費等	工事原価に対する比率により算定する。 なお、契約保証費については、必要に応じ別途加算する。	一般管理費等率計算式

「工期連動型共通費積算方式」

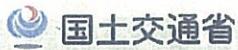
共通費

工期に連動して増額

標準的な工事の工期
【工期(T)】通常より長い当初工期
を設定
【工期(T+t1)】

14

共通仮設費の算定



《各工事種目に共通の仮設に要する費用》

※公共建築工事共通費積算基準より

$$\text{共通仮設費} = [\text{直接工事費} \times \text{共通仮設費率}] + [\text{積上げ額} \quad (\text{共通仮設費率に含まれない項目})]$$

項目	内容
準備費	敷地測量、敷地整理、道路占有料、仮設用借地料、その他の準備に要する費用
仮設建物費	監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舎、作業員施設等に要する費用
工事施設費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、安全管理・合図等の要員、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等並びに除雪に要する費用
機械器具費	共通的な工事用機械器具(測量機器、揚重機械器具、雑機械器具)に要する費用
その他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

共通仮設費率に含まれない項目(建築工事の場合)

工事内容、施工条件等に応じて変動するため、個別に積上げて共通仮設費に加算

【工期の影響を受ける主な項目】

- 仮設建物費（監理事務所、現場事務所等）… 仮設建物の設置期間の長短により費用が変動
- 動力用水光熱費（工事用電気、水道料金）… 動力用水熱使用期間の長短により費用が変動 等

15

現場管理費の算定



《工事施工にあたり、工事現場を管理運営するために必要な費用》

※「公共建築工事共通費積算基準」より

$$\text{現場管理費} = [\text{純工事費} \times \text{現場管理費率}] + [\text{積上げ額} \quad (\text{現場管理費率に含まれない特記事項})]$$

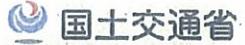
項目	内容
労務管理費	現場雇用労働者(各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者)及び現場労働者(再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者)の労務管理に要する費用 <ul style="list-style-type: none">・募集及び解散に要する費用・慰安、娯楽及び厚生に要する費用・純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用・賃金以外の食事、通勤費等に要する費用・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用 <p>【積上げ(特記事項(例))】 特殊施設における工事記録等の作成費用</p>
租税公課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用
保険料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給料手当	現場従業員(元請企業の社員)の給与、諸手当(交通費、住宅手当等)及び賞与
施工図等作成費	施工図等を外注した場合の費用
退職金	現場従業員に対する退職給付引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法定福利費	現場従業員、現場雇用労働者及び現場労働者に関する次の費用 <ul style="list-style-type: none">・現場従業員、現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額・現場労働者に関する労災保険料の事業主負担額・建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金
福利厚生費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品費、OA機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、漏水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
その他	会議費、式典費、工事実績の登録等に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

【工期の影響を受ける主な項目】

- 従業員給料手当（現場従業員等の給与）… 現場従業員等の現場従事期間の長短により費用が変動
- 法定福利費（現場従業員等に関する法定福利費事業主負担額）… 現場従業員等の現場従事期間の長短により費用が変動 等

16

一般管理費等の算定



《工事施工に当たる受注者の継続運営に必要な費用》

※「公共建築工事共通費積算基準」より

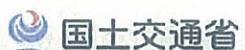
$$\text{一般管理費等} = [\text{工事原価} \times \text{一般管理費等率}] + \text{【加算額】}$$

項目	内 容
役員報酬	取締役及び監査役に要する報酬
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与(賞与引当金繰入額を含む。)
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金(退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む)
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娛樂、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約の保証に必要な費用
雜費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

【 加算項目 】
・契約補償費
・住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用等

17

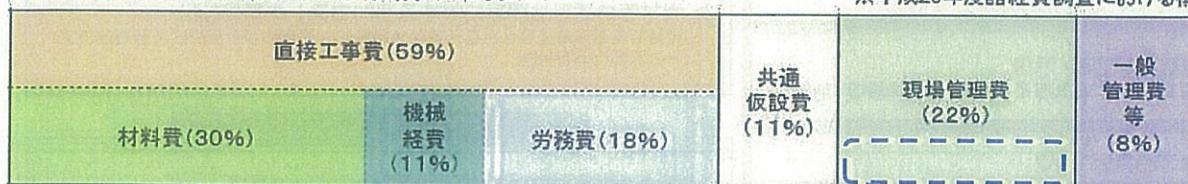
公共建築工事と土木工事の工事費構成比の違い(概念)



土木工事

一般土木工事の標準的な構成割合

※平成20年度諸経費調査における構成割合

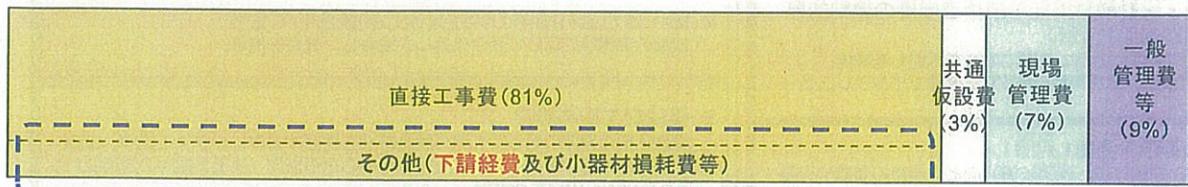


労働者の雇用に伴う会社(元請、下請)
負担の諸経費が含まれる

公共建築工事

公共建築工事(建築)の構成割合

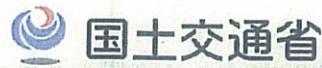
※平成26年度3,000モデルにおける構成割合



公共建築工事は、下請経費が直接工事に含まれるため、
工事費に対する直接工事費の割合(約8割)は、土木工事の割合(約6割)と異なる

18

3 公共建築工事の円滑な施工確保対策について



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

公共事業の円滑な施工確保対策<概要>



公共建築工事の施工確保

- 最新単価適用の徹底
予定価格の設定について、入札日直近の最新単価を適用。
- 見積りを活用した単価設定
実勢価格との乖離のおそれがある場合に、見積りを取って実勢価格に基づいた単価を採用。
- スライド条項の適切な設定・活用
契約後の資材や労務費の高騰に対応するスライド条項の適切な設定・活用。
- 適切な数量・施工条件等の設定
設計図書に基づく数量、施工条件等が実態に合わない場合の見直しを徹底。
- 相談受付の開始
新たに公共建築工事の予定価格設定等に関する相談受付を開始（地方整備局等の「公共建築相談窓口」）。

予定価格の適切な設定

- 公共工事設計労務単価・設計業務委託等技術者単価の機動的見直し（2月より新単価を適用）
最近の労務費の上昇傾向を踏まえ、市場の状況に応じた見直しを実施。
(※併せて、公共工事設計労務単価の改定に応じて、全国でインフレスライドの適用を実施。)
- 維持修繕工事の歩掛の新設・見直し
橋梁補修工事（ひび割れ補修、断面修復、表面被覆）など、歩掛の新設や見直しを実施し、平成26年度から適用。
- 歩切りの根絶へ向けた要請
地方公共団体等に対し、歩切り根絶へ向けて強く要請。

適正な工事採算性の確保

- 各種スライド条項の活用の徹底
契約後の資材や労務費の高騰に対応するスライド条項を適切に設定するとともに、受注者からの申請に応じて適切な対応を図るよう周知徹底。
- 資材等の遠隔地調達に対する追加コストの精算払い
資材等を遠隔地調達せざるを得ない場合に、工事の設計変更による追加コストの精算払いを実施。

人手不足への対応・平準化

- 地域企業の活用に配慮した発注ロットの大型化
技術者等の不足状況など、地域の実情等に応じて発注ロットを大型化。
- 主任技術者の兼任要件の緩和（5km→10km）
近接した施工場所において主任技術者が兼任して管理できる範囲を、これまでの5km程度から10km程度に緩和。
- 国・地方公共団体の発注見通しを統合して公表
地域の実情等に応じて発注見通しを統合し、公表を実施。
- 柔軟な工期の設定
受注企業の希望に応じて工期の開始時期を調整するフレックス工期や、工事開始前に労働者確保等の準備を行うための余裕期間（実工事期間の30%かつ3ヵ月以内）の設定を実施。
- 設計変更等における柔軟な運用を実施
既契約工事への設計変更による追加などを状況に応じ柔軟に実施。

公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について



最近の予定価格設定等をめぐる主な課題

【課題①】

発注者によっては、予定価格の設定が入札の数か月以上前となる場合があり、適用する単価が古いものとなっている。

【課題②-1】

刊行物の掲載価格等が、一部で実勢価格の上昇に追いつかず、実勢との乖離が見られる。

【課題②-2】

見積単価の設定が市場の実態と合っていない。

【課題③】

業者が資材高騰等のリスクを嫌い、応札しない。

【公共建築工事における直接工事費の構成】

材料価格

材料費を調査会社が調査(毎月の刊行物)
例:コンクリート、鉄筋、鉄骨鋼材等

複合単価

材料費、労務費等の組合せにより発注者が作成(労務単価改訂時等)
例:壁紙張り、床タイル等

市場単価

材料費、労務費等を含む元下間の取引価格を調査会社が調査(3ヶ月毎の刊行物)
例:鉄筋加工組立、型枠等

見積単価

発注者が複数のメーカー・専門工事業者等からの見積りを踏まえ、適切に設定
例:鉄骨加工組立、金属製建具等

【課題④】発注の前提となっている設計図書に基づく数量、施工条件等が施工実態と乖離している場合がある。

【対策①】**予定価格の設定**について、**入札日直近の最新単価を適用したものへ徹底**。(予定価格が事前公表の場合であっても、直近の予定価格に基づき修正公告等)

【対策②】公共建築工事の発注で**実勢価格との乖離**のおそれがある場合(不落となった場合等)、次の取組を実施。

- (1) 材料価格・複合単価・市場単価について、業者・メーカー等から**見積りの提出を求め、単価設定で考慮**。
- (2) 見積単価については、業者・メーカー等からの見積り集を的確に実施した上で、過去の工事実績に加え、**変動する経済環境や価格動向等を総合的に考慮して、適切に設定**。
- (3) 最新の単価を適用してもなお**不落・不調**となった場合には、入札参加者からも見積りの提出を求める方法等を活用すること。

【対策③】**契約後の資材や労務費の高騰**に備え、いわゆる**スライド条項の適切な設定・活用**を図るとともに、その旨、**建設業者に周知徹底**。

【対策④】発注の前提となっている**設計図書**に基づく数量、施工条件等が施工実態と乖離している場合は、その適切な見直しを図るよう周知徹底。

→ 新たに、**公共建築工事の予定価格設定等に関する相談受付を開始**(地方整備局等の「公共建築相談窓口」)。

21

公共建築相談窓口の対応状況（1）

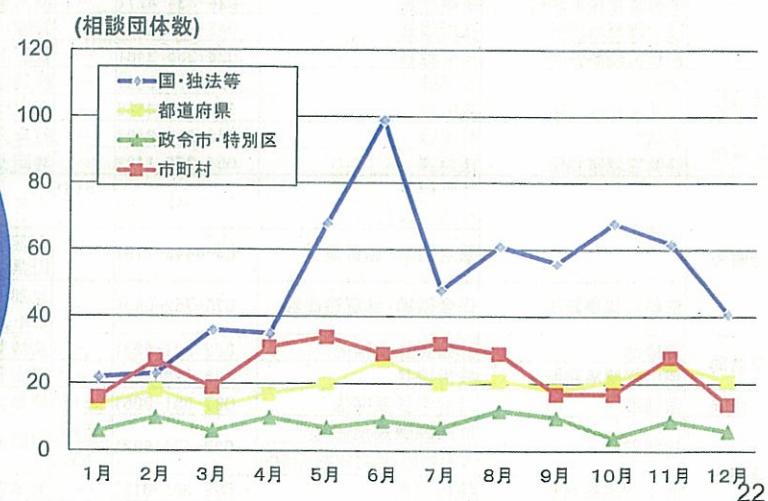
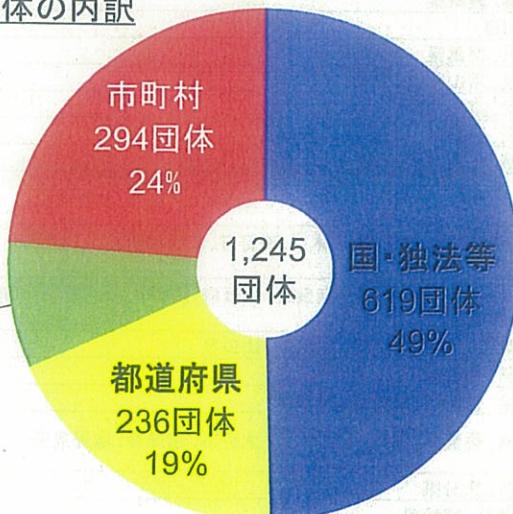


- 相談受付件数 1,245団体、延べ1,946件の相談を受け付け(平成26年1~12月)
- 主な相談事項：入札手続き、設計及び積算関係、不調・不落対策、スライド条項適用方法等
- 公共建築相談窓口等において相談対応又は情報提供等を行った主な事例

・宮城県気仙沼市	→ 新病院建設工事(H26.8.21落札)
・宮城県石巻市	→ 新病院建設工事(H26.8.27落札)
・福島県相馬市	→ 市役所新庁舎建設工事(H26.8.21落札)
・山形県鶴岡市	→ 鶴岡市文化会館改築工事(H26.9.30落札)
・岩手県大槌町	→ おおつち学園小中一貫校建設工事(H26.11.19落札)
・三重県津市	→ 産業スポーツセンター建設工事(H26.12.25落札) 等

相談団体の内訳

政令市・特別区
96団体
8%



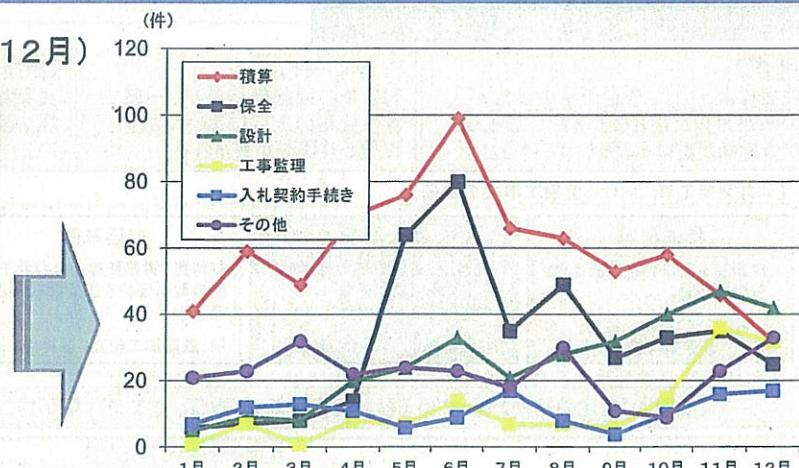
※別途、建設業者からの相談(129社)

22

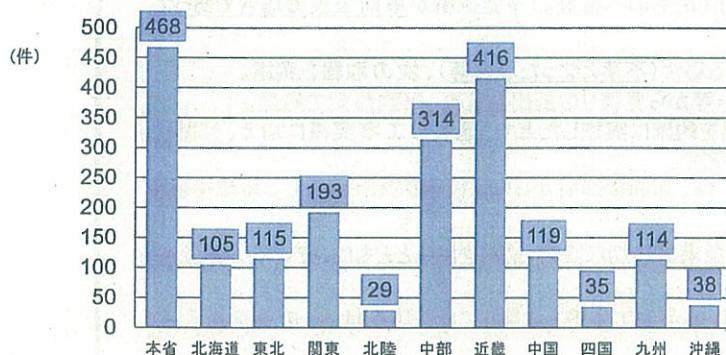
公共建築相談窓口の対応状況（2）

相談内容の内訳(延べ件数) (平成26年1~12月)

相談内容	延べ件数
積算、設計及び入札手続き	1,152
保全	383
工事監理	142
その他	269
合計	1,946



地域別相談件数(延べ件数)



公共建築相談窓口一覧

組織	窓口	電話	内線	対象地域
北海道開発局	営繕部 営繕調整課企画係	011-709-2311	5730	北海道
東北地方整備局	営繕部 計画課 保全指導・監督室	022-225-2171 5513		青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
	盛岡営繕事務所 技術課	019-651-2015	—	岩手県、青森県、秋田県
	営繕部 官庁施設管理官 計画課課長補佐	048-601-3151	5114 5153	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、山梨県、長野県
関東地方整備局	東京第一営繕事務所 技術課長	03-3363-2694	—	埼玉県、東京都(練馬区、新宿区、渋谷区、板橋区、北区、豊島区、文京区、 千代田区、港区)
	東京第二営繕事務所 技術課長	03-3531-6550	—	千葉県、東京都(荒川区、台東区、足立区、葛飾区、墨田区、江東区、 江戸川区、中央区)
	甲武営繕事務所 技術課長	042-529-0011	—	山梨県、東京都(中野区、杉並区、世田谷区、品川区、大田区、目黒区、特 別区以外)
	宇都宮営繕事務所 技術課長	028-634-4271	—	栃木県、茨城県
	横浜営繕事務所 技術課長	045-681-8104	—	神奈川県
	長野営繕事務所 技術課長	026-235-3481	—	長野県、群馬県
北陸地方整備局	営繕部 計画課	025-280-8880	—	新潟県、富山県、石川県
	金沢営繕事務所 技術課	076-263-4585	—	石川県、富山県
中部地方整備局	営繕部 計画課 静岡営繕事務所 技術課	052-953-8197 054-255-1421	— —	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県 静岡県
	営繕部 計画課長 計画課課長補佐	06-6942-1141	5151 5153	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
近畿地方整備局	営繕部 保全指導・監督室	06-6443-1791	—	大阪府(高槻市、枚方市、茨木市、交野市、三島郡を除く)、兵庫県、和歌 山県
	京都営繕事務所 保全指導・品質確保課	075-752-0505	—	京都府、福井県、滋賀県、奈良県、大阪府(高槻市、枚方市、茨木市、交 野市、三島郡)
中国地方整備局	営繕部 計画課課長補佐	082-221-9231	—	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国地方整備局	岡山営繕事務所 技術課長	086-223-2271	—	岡山県、鳥取県
	営繕部 計画課課長補佐	087-851-8061	5153	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
	営繕部 計画課課長補佐 保全指導・監督室長補佐	092-471-6331	5153 5513	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
九州地方整備局	熊本営繕事務所 技術課長	096-355-6122	—	熊本県、大分県
	鹿児島営繕事務所 技術課長	099-222-5188	—	鹿児島県、宮崎県
沖縄総合事務局	開発建設部 営繕課	098-866-0031	5152	沖縄県

4 公共建築工事における現場の実態を踏まえた課題への対応 ～実勢価格や現場実態を的確に反映した予定価格を設定するためのポイント～

- (1) 実勢価格や現場実態を的確に反映した単価及び価格の設定
- (2) 現場実態を反映した共通費の算定及び施工条件の見える化
- (3) 現場実態を考慮した適切な工期の設定
- (4) 施工条件の変更や物価変動等に対する適切な契約変更



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



公共建築工事における現場の実態を踏まえた課題への対応

※建設業団体等との意見交換を踏まえ整理

○ 実勢価格や現場実態を的確に反映した適切な予定価格を設定するためのポイント

(1) 実勢価格や現場実態を的確に反映した単価及び価格の設定が必要

- 工事内容や施工条件に応じた、適切な単価を算定するため、市場単価を補正する「市場単価補正方式」の採用
- 実勢価格の把握が困難な場合に、入札参加者から見積を徴収して予定価格に反映する「見積活用方式」の採用

(2) 現場実態を反映した共通費(共通仮設費、現場管理費)の算定及び条件明示が必要

- 握重機、仮設用地借地等に要する費用について、現場の実情に応じて算定し、共通費に積上げ(契約変更で精算も可能)
- 共通仮設費の積上げ項目等について、施工条件明示、公開数量書への明記にかかる取組
- 地域外労働者を確保するための費用(旅費や宿泊費)を契約変更で精算し、共通費に積上げ

(3) 現場実態を考慮した適切な工期の設定が必要

- 工事内容、施工条件等を踏まえた適切な工期設定及び柔軟な工期延長の対応の徹底
- 工期延長にもない増加する共通費(共通仮設費、現場管理費)について、「工期連動型共通費積算方式」で増額変更

(4) 施工条件の変更や物価変動等に対する適切な契約変更が必要

- 施工条件の変更に伴う適切な設計変更、物価変動に伴うスライド条項の適切な運用を徹底

○ 地方公共団体への支援

- 『営繕積算方式』の地方公共団体への普及・促進及び「公共建築相談窓口」における相談対応の推進

(1) 実勢価格や現場実態を的確に反映した単価及び価格の設定

①



○ 工事内容や施工条件等に応じた、適切な単価及び価格の設定

「市場単価補正方式」

市場単価は、新営工事を対象にした単価

※「公共建築工事積算基準等資料」より

市場単価は、材料費、労務費、機械経費及び下請経費等で構成されるが、物価資料掲載条件の一部が異なる場合の単価については、類似の市場単価を適切に補正して算定することができる。

※「公共建築工事標準単価積算基準」より

→ 工事内容(仕様)に合った単価を設定するため、市場単価を補正（「補正市場単価」という）

例) 刊行物市場単価に掲載が無い単価の設定

[補正市場単価]
打放し合板型枠

ラーメン構造 地下軸部
B種 階高5m程度

《市場単価》
普通合板型枠

ラーメン構造 地下軸部
階高5m程度

《市場単価》打放し合板型枠

(ラーメン構造 地上軸部 B種 階高3.5-4m程度)

《市場単価》普通合板型枠

(ラーメン構造 地上軸部 階高3.5-4m程度)



→ 「改修工事」において現場の施工条件に合った単価を設定するため、市場単価を補正

例) 作業効率を踏まえた改修割増単価（「改修市場単価」という。）

[改修] 天井ロックウール吸音板張り(ア9.0mm フラット) = 《市場》天井ロックウール吸音板張り(ア9.0mm フラット) × 1.14

例) 同一工区内で、同時に施工できる部位毎の数量が、少量の場合の単価（概ね100m²以下）

[少量の場合の改修市場単価] = 改修市場単価 × 1.3

工種毎に設定

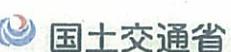
工事量が僅少の場合及び施工場所が点在する場合並びに工程上連続作業が困難な場合等の単価及び価格は、施工上最低限必要な単位の材料、労務、機械器具等の費用を実状に応じて算定する。

※「公共建築工事積算基準等資料」より

27

(1) 実勢価格や現場実態を的確に反映した単価及び価格の設定

②



○ 営繕工事における入札参加者から見積りの提出を求める「見積活用方式」の試行

◆ 「見積活用方式」の概要

入札の不調・不落が発生している工事において、公共建築工事積算基準類に基づく価格（以下「標準積算」という。）と実勢価格に乖離が生じていると考えられる項目について、入札参加者から提出される見積書を用いて予定価格を作成する方式

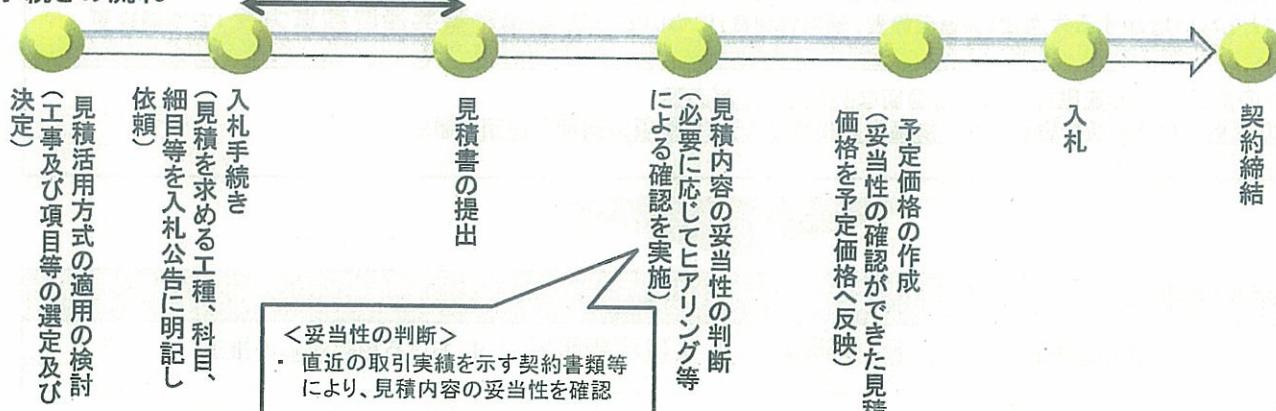
◆ 対象工事及び項目

対象工事：標準積算と実勢価格に乖離が生じ、不落になった工事等

対象工種：直接工事費のうち、内訳書又は現場条件等から標準積算の材料単価、複合単価、市場単価及び見積単価に乖離がある項目、並びに共通仮設費、現場管理費の積み上げ部分

例) 鉄筋工事(加工組立)や型枠工事の単価

◆ 手続きの流れ



28

(2) 現場実態を反映した共通費の算定と施工条件の見える化 ①



○現場の実情に応じた共通仮設費の算定（共通仮設積上げ費用のイメージ）

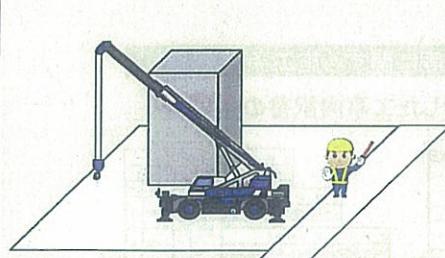
【ケース1】

【現場条件】

- ◆ 標準的な工期、敷地に余裕有り、全面道路は交通量少ない

【揚重、交通誘導の共通仮設】

- ◆ ホイールクレーン1台、6ヶ月設置
- ◆ 交通誘導警備員1名、13ヶ月配置



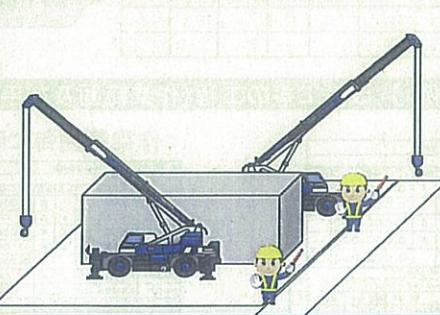
【ケース2】

【現場条件】

- ◆ 厳しい工期、敷地に余裕有り、全面道路は交通量多い

【揚重、交通誘導の共通仮設】

- ◆ ホイールクレーン2台、4ヶ月設置
- ◆ 交通誘導警備員2名、10ヶ月配置



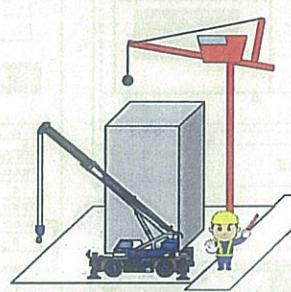
【ケース3】

【現場条件】

- ◆ 標準的な工期、敷地が狭い前面道路は交通量少ない

【揚重、交通誘導の共通仮設】

- ◆ タワークレーン1台、6ヶ月設置
- ◆ ホイールクレーン1台、2ヶ月設置
- ◆ 交通誘導警備員1名、13ヶ月配置



共通仮設費の比較(対比)

【積算】

- ◆ 揚重 1.00倍
- ◆ 交通誘導 1.00倍

【積算】

- ◆ 揚重 1.33倍
- ◆ 交通誘導 1.54倍

【積算】

- ◆ 揚重 1.45倍
- ◆ 交通誘導 1.00倍

29

建物規模(延床面積)は同じであっても、建物形状、敷地形状や工期等が違うと、必要とする揚重機や交通誘導要員数は異なるため、積上げ額も変動。

(2) 現場実態を反映した共通費の算定と施工条件の見える化 ②



◆ 施工条件明示について (平成14年5月30日付 国営計第24号)

明示項目及び明示事項(案)

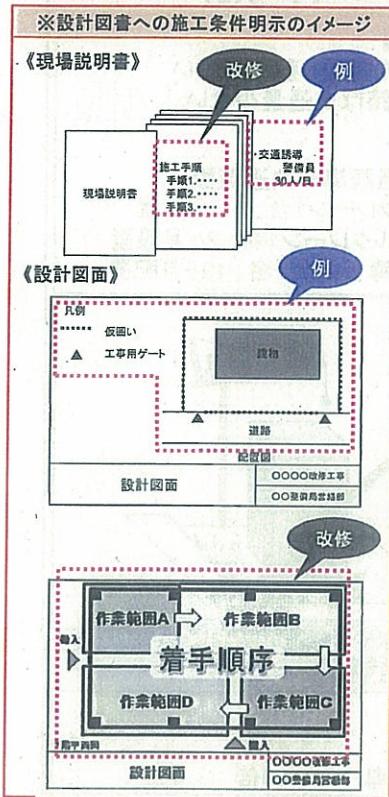
明示項目	明示事項	明示項目	明示事項
工 程 関 係	<p>1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容並びに他の工事の内容及び開始又は完了の時期</p> <p>2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法</p> <p>3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容並びに成立見込み時期</p> <p>4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定の条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容</p> <p>5. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間</p> <p>6. 設計工程上見込んでいる休日日数以外の作業不能日数等</p>	仮設 備 関 係	<p>1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等</p> <p>2. 仮設備の構造、工法及びその施工範囲を指定する場合は、その構造、工法及びその施工範囲</p> <p>3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容</p>
用 地 関 係	1. 施工のための仮用地等として施工者に、官有地等を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等	建設 副 産 物 関 係	<p>1. 建設発生土が発生する場合は、その受入場所及び仮置き場所までの距離等及び処分又は保管条件</p> <p>2. 建設副産物の現場内での再利用又是減量化が必要な場合は、その内容</p> <p>3. 建設副産物及び産業廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離等の処分条件</p>
公 害 関 係	<p>1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等防止）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等の指定が必要な場合は、その内容</p> <p>2. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等が予測される場合、又は、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後等調査の区分とその調査時期、未然に防止するため必要な調査方法、範囲等</p>	工 事 支 障 物 件 等	<p>1. 地上、地下等における占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等</p> <p>2. 地上、地下等の占用物件に係る工事期間と重複して施工する場合は、その工事内容、期間等</p>
安 全 対 策 関 係	<p>1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間</p> <p>2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と接する工事において施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容</p> <p>3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容</p> <p>4. 交通誘導員の配置を指定する場合は、その内容</p> <p>5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容</p>	排 水 関 係	<p>1. 排水の工法、排水処理の方法及び排水の放流先等を指定する場合は、その工法、処理の方法、放流先、予定される排水量、水質基準及び放流費用</p> <p>2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間</p>
工 事 用 道 路 関 係	<p>1. 一般道路を搬入、搬出路として使用する場合</p> <p>(1)工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等</p> <p>(2)搬入、搬出路の使用中及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容</p> <p>2. 仮道路を設置する場合</p> <p>(1)仮道路の仕様と設置期間及び工事終了後の処置</p>	薬液注入 関 係	<p>1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等</p> <p>2. 周辺環境に与える影響の調査が必要な場合は、その内容</p>
		そ の 他	<p>1. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等</p> <p>2. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡し期間等</p> <p>3. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件及びその内容等</p> <p>4. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件</p> <p>5. 工事用水及び工事用電力等を指定する場合は、その内容</p> <p>6. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容</p> <p>7. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期</p>

30

(2) 現場実態を反映した共通費の算定と施工条件の見える化 ③ 国土交通省

- 共通仮設費積上げ項目である仮囲い、交通誘導警備員等を施工条件として明示
- 工程に影響を及ぼす施工区分・手順を施工条件として明示→工事費内訳書の作成に反映

精算変更
も可能に



【例】仮囲い、工事用出入口、交通誘導警備員に関する施工条件明示

共通仮設費（積上分） 細目別内訳

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
共通仮設費 (算定分)	仮囲い等により算定	1	式			
小計						
共通仮設費 (積上げ分)	仮囲い等により算定					
仮囲い	可能面積 102.0m ²	243	m			
工事用ゲート		2	ヶ所			
交通誘導警備員		30	人			
揚重機械器具		1	式	1,114,600	1,114,600	
小計						
計						

例
現場実態を踏まえて、標準的な配置計画では、施工が困難と考えられる場合は、揚重機の能力や設置期間等について施工条件明示を検討

参考【改修(例)】改修工事の工程(作業範囲及び手順)等に関する施工条件明示

改修工事 計画別内訳					
項目名	中項目名	細目	単位	合計	備考
直接仮設			式	0,000,000	
計			式	0,000,000	
内張合板	第一	式	式	0,000,000	
内張合板	第二	式	式	0,000,000	
計			式	0,000,000	

改修工事 計画別内訳
作業手順等の明示により、数量が複数工区等に分割されることから、小規模、僅少数量が多くなる

作業範囲毎に区分した工事内訳書の作成

改修工事 計画別内訳					
項目名	中項目名	細目	単位	合計	備考
直接仮設	小面積 A	式	式	0,000,000	
直接仮設	小面積 B	式	式	0,000,000	
直接仮設	小面積 C	式	式	0,000,000	
直接仮設	小面積 D	式	式	0,000,000	
計			式	0,000,000	

31

(2) 現場実態を反映した共通費の算定と施工条件の見える化 ④ 国土交通省

- 地域外からの労働者確保等に要する費用の積算方法(試行)

◆ 営繕工事における地域外(遠隔地)からの建設資材調達費用に対する積算方法について(試行)

【基本的事項】

- ・ 公共建築工事における工事費積算に用いる単価及び価格については、公共建築工事標準単価積算基準第1編総則1基本事項による。
- ・ 今般の復興事業等の施工性の確保及び資材調達が困難となる地域の工事費積算について、工事実施段階において当初の調達条件によりがたい場合に、工事の適正な実施のために必要となる資材購入費用や運搬費用などについて調達の実態を反映して設計変更を行う。

【対象工事】

発注者が工事発注する際に建設資材等の調達が困難と想定される工事

【変更対象項目】

工事実施段階において当初の調達条件によりがたい資材等(仮設材の運搬等に要する費用や刊行物等に掲載される建設資材[鉄筋、鉄骨、コンクリート等])にあっては建築場所と同一の県内等から調達できなくなった建設資材の購入及び運搬費等に要する費用
(当初の調達条件、運搬距離が大きく変わる場合に変更対象とする。)

◆ 営繕工事における地域外(遠隔地)からの労働者確保に要する費用に対する積算方法について(試行)

【基本的事項】

- ・ 「共通仮設費」及び「現場管理費」のうち以下に示す実績変更対象項目の費用について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、公共建築工事共通費積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象項目の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更を行う。

【対象工事】

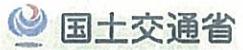
- ・ 当初設計にあっては、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ないと発注者が判断した場合に、設計図書へ対象工事である旨記載した工事を対象とする。
- ・ 変更設計にあっては、不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない状況について発注者及び受注者間で協議を行ったのち、発注者が対象工事とすべきと判断し、通知した工事を対象とする。

【実績変更対象項目】

- ・ 共通仮設費:共通仮設費率に含まない項目の費用(仮設用借地料(準備費)、宿舎費(仮設建物費))
- ・ 現場管理費:労務管理費(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用)

32

(2) 現場実態を反映した共通費の算定と施工条件の見える化 ⑤



共通仮設積上げ項目の公開数量書への明記

上事内訳				
名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直 接 工 事 費	1	式		
共通費				
共通仮設費	1	式		※共通仮設費 額目別内訳参照
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		

直接工事費 額目別内訳				
名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
1.建物 1) 庁舎	1	式		
計				

直接工事費 額目別内訳				
名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
仮設	1	式		
土工	1	式		
地業	1	式		
鉄筋	1	式		
アリート	1	式		
型枠	1	式		
欅材	1	式		
既製ツバメ	1	式		

直接工事費 額目別内訳					
名 称	概 要	数 量	単 位	企 画	備 考
1.建物 1) 庁舎	見積活用工種				
2.仮設	見積活用工種				
3.土工	見積活用工種				
4.地業	見積活用工種				
5.鉄筋	見積活用工種				
6.アリート	見積活用工種				
7.型枠	見積活用工種				
8.欅材	見積活用工種				
9.既製ツバメ	見積活用工種				

現場実態を踏まえて、標準的な配置計画では、施工が困難と考えられる場合は、揚重機の能力や設置期間等について施工条件明示を検討

「見積活用方式」の適用明記

入札説明書に「見積活用方式」
説明書及び見積工種を明記

様式-2 平成20年0月0日										
○○市役所 ○○市役所課 段										
備00000 印										
見積の提出について										
提出について、○○市平成20年0月0日										
1. 施工範囲										
時	間	概要	施	面積	金額	備考	時	間	概要	
A1	時	間	概要	施	面積	金額	A2	時	間	概要
A3	時	間	概要	施	面積	金額				

1. 見積項目(例)									
番号	種目	細目(名稱)	摘要(仕様)	数量	見積価格(単価)	備考	番号	種目	摘要(仕様)
A 1	庁舎	躯体	普適合板型枠 1,611m ²	〇〇〇	〇〇円				
		基盤部							
A 2	庁舎	躯体	普適合板型枠 10,172m ²	〇〇〇	〇〇円				
		地上脚部							
A 3	庁舎	躯体	普適合板型枠 179m ²	〇〇〇	〇〇円				
		基盤脚部							
					33	〇〇円			

(3) 現場実態を考慮した適切な工期の設定 ①

○ 適切な工期設定に関する配慮事項

発注者の責務

発注者は、当該工事の規模、難易度や地域の実情等を踏まえた適切な工期を設定するよう努めるものとする

(「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」参照)

発注者は、「適切な工期」を実施するために、以下の事項に配慮する。
なお、工事費が工期に連動することに留意する。

①予算措置段階

予算措置段階における工期の設定が、以降の対応に大きく影響することを念頭において、適切な工期の設定に努める。工事実施に複数年を要するものについては、債務負担行為の積極的な活用等の措置を講ずる。

②設計、工事発注段階

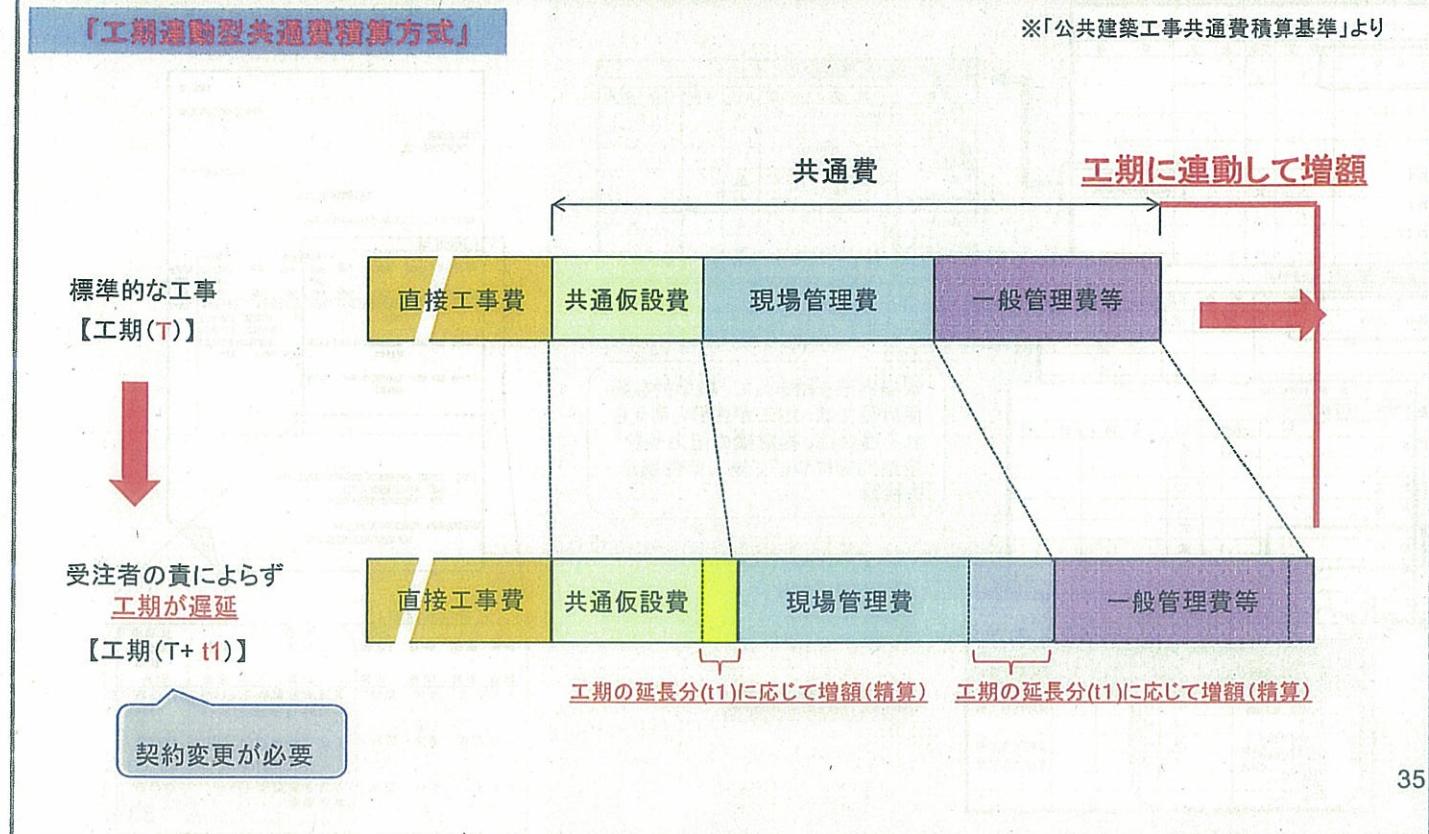
- **自然的要因**(多雪、寒冷、多雨地域、地質、透水など)、**社会的要因**(労働事情、建設資材の調達事情、交通事情など)、**休日**等による**不稼働日**を踏まえた工期を設定する。
- 特定の施工条件は設計図書に明示し、それらを考慮して工期を設定する。必要に応じて、**施工手順**を図示することも検討する。(P30 「(2) 現場実態を反映した共通費の算定と施工条件の見える化 ②」参照)
- **過去の実績**等を参考にしつつ、設備の最終調整や各完了検査などを考慮し、**実情に応じた工期**を設定する。

③施工段階

当初発注時には予見できない施工条件や環境などに変化が起きた場合は、契約書に則り**設計変更等**を適時適切に実施する。(P36 「(4) 施工条件の変更や物価変動等に対する適切な契約変更 ①」参照)

(3) 現場実態を考慮した適切な工期の設定 ②

○ 工期延長に対応した共通費(共通仮設費、現場管理費)の算定



35

(4) 施工条件の変更や物価変動等に対する適切な契約変更① 国土交通省

○「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン」(案)の適切な運用

目的

本ガイドラインは、設計変更及び発注者の事由に基づく工事一時中止における留意点や事例を示すもので、工事請負契約書の発注者と受注者双方の責任範囲の明確化、設計変更・工事一時中止手続きの透明性の向上及び円滑な事業実施を目的とする。発注者と受注者双方は工事の施工に際し、本ガイドラインの内容を予め理解し、各々の役割分担について共通認識を持つことが肝要である。

※設計変更：契約変更の前に行う受注者に対する指示（「設計変更に伴う契約変更の取り扱いについて」第2項の定義参照）

本ガイドライン(案)の構成及び概要

I. 本ガイドラインの位置づけ

II. 設計変更ガイドライン

設計変更を行う際の受発注者双方の留意点、設計変更手続きフロー、指定と任意の整理等を記載

III. 工事一時中止ガイドライン

工事を中止する場合の考え方や中止に係る増加費用の項目を記載

IV. 参考資料

本ガイドラインに関するQ&Aを掲載

ガイドラインの制定

■ 本ガイドラインは本省で(案)を作成し、地整局へ参考送付

参考 (国交省のHP)

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000011.html

II. 設計変更ガイドライン

1. 設計変更ガイドライン 策定の背景

2. 用語の定義

3. 設計変更に関する留意事項

4. 設計変更が不可能なケース

5. 設計変更が可能なケース

◆工事請負契約書第18条
(条件変更等)に該当

◆工事請負契約書第19条
(設計図書の変更)に該当

◆工事請負契約書第20条
(工事の中止)に該当

6. 設計変更手続きフロー

7. 関連事項

◆指定・任意の正しい適用

◆設計図書の訂正又は変更

◆営繕工事に係る設計変更の手続

◆工事請負契約書における発注者と受注者の関係

◆条件明示について(公文)

◆設計変更に伴う契約変更の取扱いについて(公文)

◆工事請負契約書について

(4) 施工条件の変更や物価変動等に対する適切な契約変更② 国土交通省

○ 契約約款第25条(スライド条項)の適切な運用

項目	全体スライド (第1~4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事	工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨	比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額 変更の 方法	対象 請負契約締結の日から12ヶ月経過後の 残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来形部分を除く特定 の資材(鋼材類、燃料油類等)	賃金水準の変更がなされた日以降の基準 日の残工事量に対する資材、労務単価等
	受発注者 の負担 残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、 全体スライド又はインフレスライド適用期間における負 担はなし)	残工事費の1.0% (28条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営 上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた 「1%」を採用。単品スライドと同様)
	再 スライド 可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経 過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての 特定資材が対象のため)	可能 (賃金水準の変更がなされる都度、適用可能)
これまでの事例	ほぼ経年的にあり	平成20年に運用通知	昭和49年に運用通知(第1次石油危機時)
概要図	<p>$S = \text{全体スライド} \text{ 変更額} = A - B \times 1.5\%$ ただし、$A > B \times 1.5\%$ の場合のみ、全体スライド適用可能</p>	<p>$S = \text{単品スライド} \text{ 変更額} = A - C \times 1\%$ ただし、$A > C \times 1\%$ の場合のみ、単品スライド適用可能</p>	<p>$S = \text{インフレスライド} \text{ 変更額} = A - B \times 1\%$ ただし、$A > B \times 1\%$ の場合のみ、インフレスライド適用可能</p>

【スライド額】(賃金等変動に対する工事請負契約書第25条6項(インフレスライド条項)運用マニュアル(暫定版)(営繕工事版))

- 材料単価、複合単価、市場単価、見積単価の変動価格を算出する

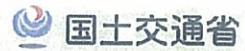
37

参考資料

参考資料

- (1) 公共事業の円滑な施工確保対策関連通知一覧
- (2) 官庁営繕工事における円滑な施工確保対策関連通知一覧
- (3) 被災地の実情を踏まえた「営繕積算方式」による工事費の試算
- (4) 官庁営繕工事における調査基準価格の算定
- (5) 営繕積算システムの活用

(1) 公共事業の円滑な施工確保対策関連通知一覧



文書番号	日付	文書名
総行行第21号 国土入企第31号	平成26年2月7日	公共工事の円滑な施工確保について http://www.mlit.go.jp/common/001027683.pdf
国営計第102号 総行行第12号 国土入企第24号	平成26年1月24日	公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について http://www.mlit.go.jp/common/001025732.pdf
総行行第13号 国土入企第27号	平成26年1月24日	予定価格の適正な設定について http://www.mlit.go.jp/common/001025733.pdf
国土建労第107号 国港技第94号	平成26年1月30日	平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価について http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo14_hh_000419.html
国土入企第28号	平成26年1月30日	技能労働者への適切な賃金水準の確保について http://www.mlit.go.jp/common/001027682.pdf
国営管第393号 国営計第107号他	平成26年1月30日	賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について http://www.mlit.go.jp/gobuild/infuresuraido_eizen.html
国住備第123号	平成26年9月29日	被災3県における災害公営住宅整備事業の円滑な施工確保対策に係る取組強化について(通知)
国土入企第10号 国土入企第11号 国土入企第12号	平成26年9月29日	被災3県における公共建築工事の円滑な施工確保対策に係る取組の強化について

39

(2) 官庁営繕工事における円滑な施工確保対策関連通知一覧



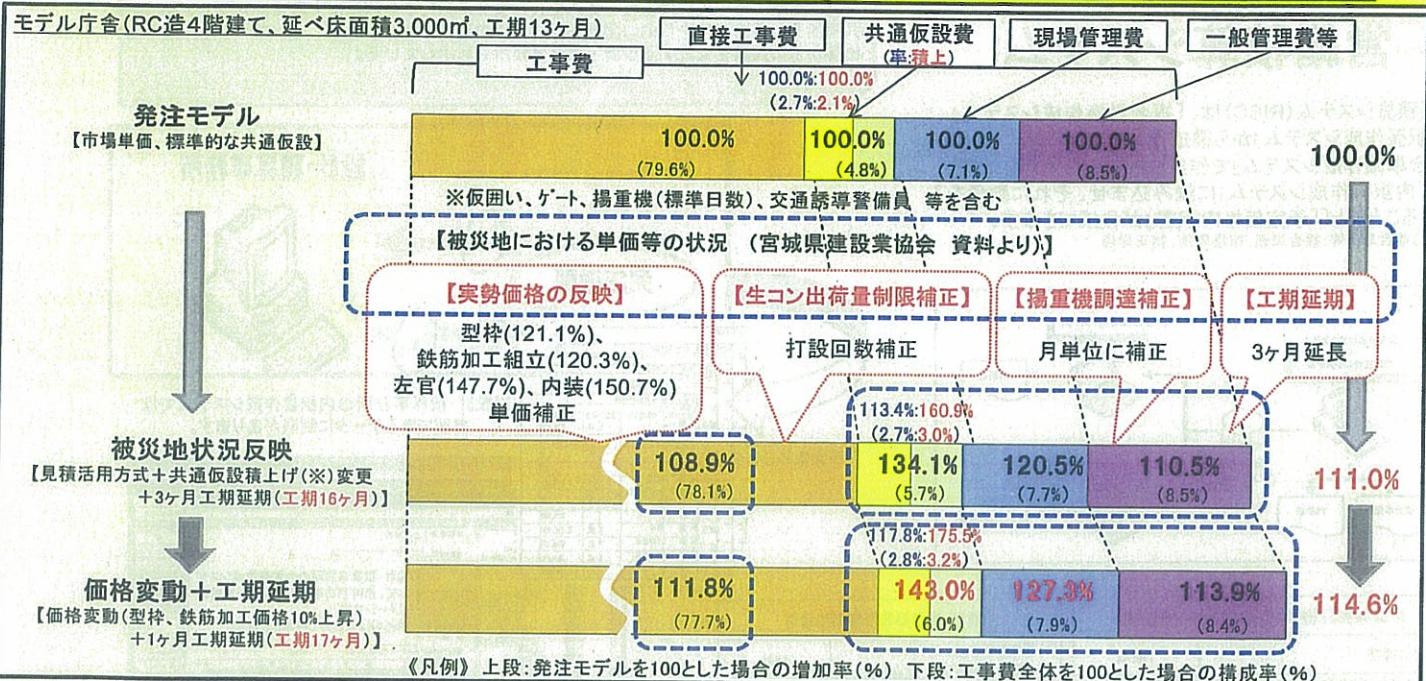
文書番号	日付	文書名
国営計第92号 国営整第188号 国営設第101号	平成25年12月26日	官庁営繕工事における不調・不落対策(施工条件の明示)について
国営計第105号	平成26年1月24日	公共建築工事の予定価格の適正な設定等に関する相談受付について
国営計第118号	平成26年2月6日	営繕工事において入札参加者に見積の提出を求める活用する方式「見積活用方式」の試行について http://www.mlit.go.jp/gobuild/mitsumori_manyuaru.html
事務連絡	平成26年2月10日	賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項(インフレスライド条項)運用マニュアル(暫定版)(営繕工事版)の送付について http://www.mlit.go.jp/common/001028156.pdf
国営計第150号 国営整第250号	平成26年3月31日	「営繕工事における地域外(遠隔地)からの建設資材調達費用及び労働者確保に要する費用の積算方法等」の試行について(通知) http://www.mlit.go.jp/common/001041880.pdf
国営計第151号 国営整第251号	平成26年3月31日	「工期が著しく長期となる小規模改修工事の共通費算定」の試行について(通知) http://www.mlit.go.jp/common/001035871.pdf
国営計第145号 国営整第246号	平成26年3月31日	「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」について(通知) http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000011.html
国営整第247号	平成26年3月31日	営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施方針の制定について(通知) http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000012.html
国営整第248号	平成26年3月31日	営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領(案)の送付について
国営計第65号 国営整第144号	平成26年9月29日	被災3県における公共建築工事の円滑な施工確保対策に係る取組の強化について(通知) http://www.mlit.go.jp/gobuild/infuresuraido_eizen.html

40

(3) 被災地の実情を踏まえた「営繕積算方式」による工事費の試算



- 宮城県建設業団体提供資料を用いて、「営繕積算方式」に基づき工事費を算定
⇒ 現場実態(価格変動含む)を加味した場合、発注モデルに対して14.6%の増加(共通仮設費は+43.0%、現場管理費は+27.3%)

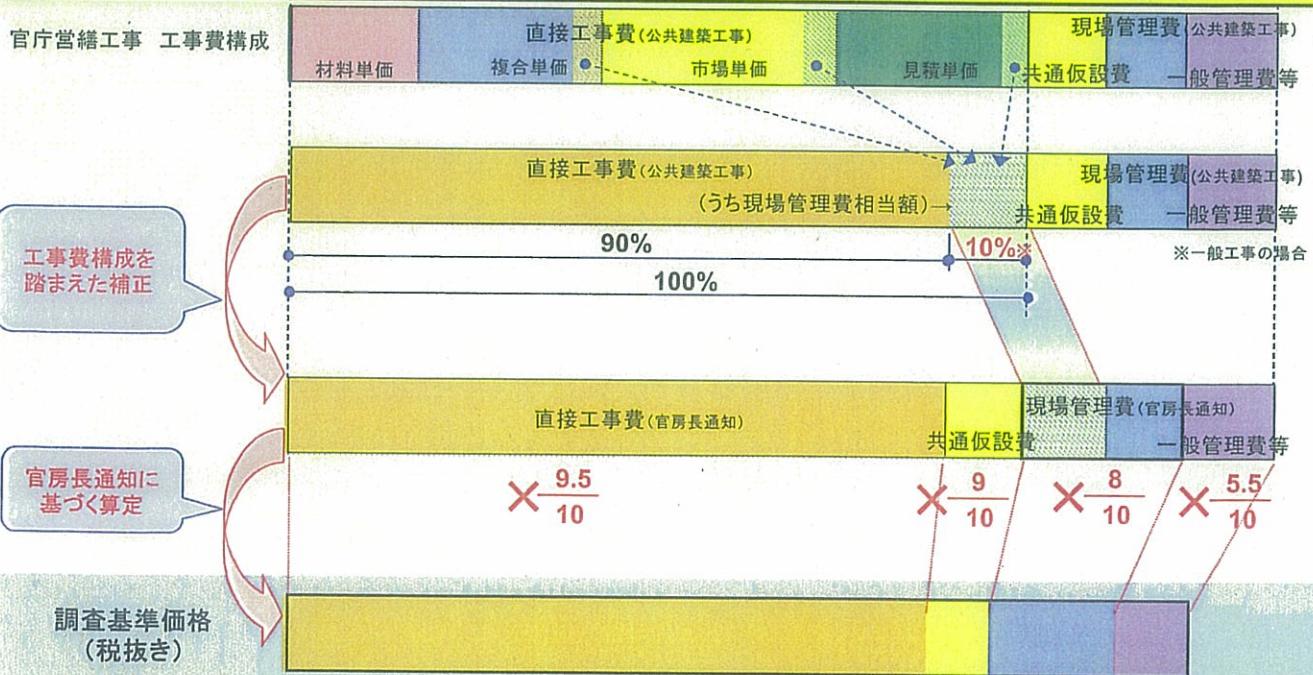


- 「市場単価補正方式」や「見積活用方式」の採用により、建物種別や工事内容、施工条件等に応じて、単価が細かく変動する営繕工事の特質に応じたより実態に合った合理的な単価設定が可能
- 現場の実情に応じた「揚重機設置期間延長」、「交通誘導警備員増員」や「工期延長」等に要する共通仮設費及び現場管理費について、⁴¹現場の実態に合った積上げを行うため、合理的な設定が可能

(4) 官庁営繕工事における調査基準価格の算定



【官房長通知に基づく官庁営繕工事の運用(予算決算及び会計令第85条の基準の取扱い)】



【凡例】官房長通知:「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」 (平成16年6月10日付国官会第367号)(最終改正 平成25年5月14日国官会第266号)

営繕運用:「「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱い」の運用について」 (平成25年5月14日国営計第20号)

直接工事費(官房長通知):官房長通知における直接工事費

直接工事費(公共建築工事):「公共建築工事積算基準」における直接工事費

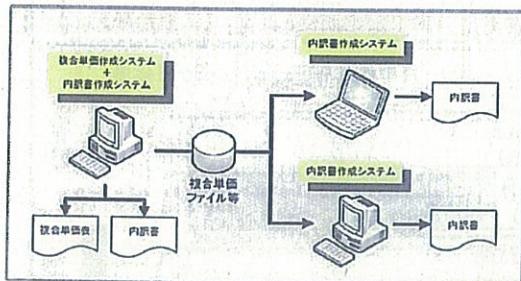
現場管理費(官房長通知):官房長通知における現場管理費

現場管理費(公共建築工事):「公共建築工事積算基準」における現場管理費

(5) 営繕積算システムの活用

Windows 版 公共建築工事の 積算ソフトウェア 営繕積算システム

営繕積算システム(RIBC)は、「複合単価作成システム」「内訳書作成システム」から構成されるシステム。
「複合単価作成システム」で作成した複合単価等※注1データを「内訳書作成システム」に読みませ、それに数量を入力することで「予定価格内訳書」が作成できます。
※注1)複合単価等:複合単価、市場単価、補正単価



※公共発注機関利用上位公共機関版	
(1) 国の機関	7機関
(2) 都道府県	46都道府県
(3) 政令指定都市	19市
(4) 市町村	東京23区、169市、16町
(5) その他	31機関

※設計・積算事務所等利用状況	
(1) 標準単価作成システム (複合単価作成システム)	15社
(2) 内訳書作成システム	184社
(3) 内訳書数量入力システムLITE	3,239社

公共建築工事の発注にあたって、公共建築工事の積算業務に関するソフトウェアの共同開発と共同利用を目的に開発した。多くの公共発注機関をはじめ、これらの発注機関からの業務を受託する設計・積算事務所も利用している。

